

令和5年度(2023年度) 特別支援学級等担当者指導力向上研修

研修2

教育課程の編成等について

令和5年(2023年)月日()
熊本県教育委員会

1

- 研修2「特別支援学校の教育課程等」について説明します。
- まず、義務教育学校の前期・後期については、それぞれ、小学校、中学校の学習指導要領を準用することが学校教育法施行規則に示されていることを申し添えます。
(クリック)

はじめに

特別支援学級担任（通級指導教室担当）
になって・・・



子供との関わりが難しい！
保護者との関わりはどうすればいいの？
日々の授業はどうすればいいの？
交流学級（在籍学級）の先生と、どう連携を
図ればいいのか？

2

- 日々子供たちとしっかり向き合いながら過ごしていただいていることと思いますが、子供たちと関わるなかで悩みや不安などもあるのではないのでしょうか。
- 特に、今年度初めて特別支援学級担任や通級指導の担当になられた先生方の中には、通常の学級との違いに戸惑われている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。
- この研修では、主に特別支援学級の教育課程の編成について解説していきます。
(クリック)

研修の流れ

- 1 特別支援教育とは
- 2 連続性のある多様な学びの場について
- 3 特別支援学級における特別の教育課程の編成
- 4 交流及び共同学習について

※末尾の資料は、本日の研修では触れません。適宜活用ください。

●本研修の流れは、1～4のスライドに示すとおりです。スライドの末尾の資料は、研修では触れませんが適宜ご活用ください。(クリック)

Ⅰ 特別支援教育とは

- 1、特別支援教育とは(クリック)

特別支援教育とは①

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

「特別支援教育の推進について(通知)」
平成19年4月1日 文部科学省 初等中等教育局長

5

- 特別支援教育が始まったのは平成19年です。障がいのある子供たちへの教育はそれまでもありましたが「特殊教育」と呼ばれていました。
- これは、平成19年4月1日に文科省から出された「特別支援教育の推進について」という通知にある特別支援教育の理念の一部です。特別支援教育法令の変更が様々に行われ、特別支援教育の理念や学校現場での体制整備について、この通知が出されました。
- この中で、特別支援教育とは「障がいのある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うもの」と示されています。
- ここで大切なのは、(クリック)

特別支援教育とは①

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の**自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する**という視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

「特別支援教育の推進について(通知)」
平成19年4月1日 文部科学省 初等中等教育局長

6

●まず自立と社会参加の視点を持つことです。自立と社会参加なんてまだまだ先のことだと感じられるかもしれませんが、長期的なビジョンを持って目の前の子供がどんな育ちをしていくか考えることが大切です。

●また、特殊教育の時代には、障がいのある子供の教育は特殊学級や養護学校の限られた場で行う教育を指していました。しかし、特別支援教育では、発達障がいのある子供も含め全ての学校で一人一人のニーズに対し、適切な指導・支援を行うこととされました。

(クリック)

特別支援教育とは②

●知的に発達の遅れのない学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)・高機能自閉症等(以下「発達障がい」という。)も含めて、教育上特別な支援を必要とする子供が在籍するすべての学校において実施されるものです。

●特別支援教育は、障がいのある子供への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

「特別支援教育の推進について(通知)」
平成19年4月1日 文部科学省 初等中等教育局長

7

●特別支援教育では、知的に発達の遅れのない学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)・高機能自閉症等の「発達障がい」も含めて、教育上特別な支援を必要とする子供が在籍するすべての学校において実施されるものです。

●さらに、特別支援教育は、障がいのある子供への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違い、つまり多様性を認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

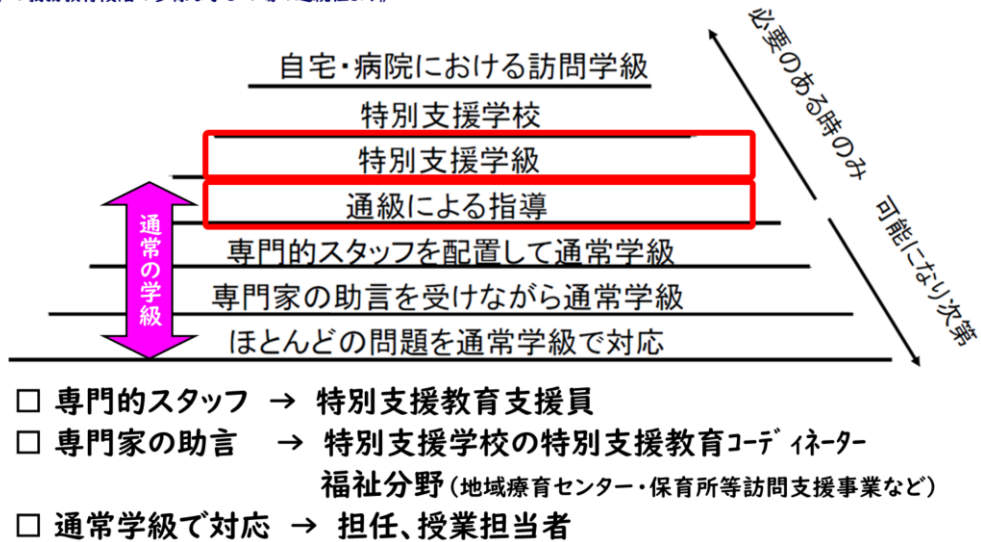
●このことから、特別支援教育に携わる先生方は、多様性を理解し、認め、共生社会を作ることの使命を持って取り組んでいく必要があります。
(クリック)

2 連続性のある多様な学びの場について

●次は、2 連続性のある多様な学びの場についてです。（クリック）

連続性のある多様な学びの場

《文科省：日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性より》



●この図は、文科省が示した義務教育段階の連続性のある多様な学びの場の図です。

●図の下から4段は通常の学級で（クリック）、ニーズの高さに応じて、下段から順に通級による指導、特別支援学級、特別支援学校、訪問教育と学びの場が変化します。

●通級による指導（クリック）、特別支援学級（クリック）が連続性のある多様な学びの場のどの位置に当たるのか、確認いただけたと思います。（クリック）

特別支援学級について ～特別支援学級の規定～

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

自閉症・情緒障がい・言語障がい

障がいがあるため通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校、義務教育学校に設けられる少人数の学級

10

- それでは、まず、特別支援学級の位置づけや特別な教育課程の概要について解説します。
- 特別支援学級を設置するための法的根拠は、この学校教育法第81条に定められています。
- 対象になる障害者としては、スライドにあるとおりです。ここには、含まれていない学習障害やADHDは規定により、通級による指導の対象とされています。
- 特別支援学級は、これらの障がいの種別ごとの少人数学級で、子供一人一人に応じた教育を行います。対象となる障がいの程度は通知により定められています。
(クリック)

特別支援学級に係る教育課程の特例

〈学校教育法施行規則第138条〉

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、**特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条、第五十二条の三、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五及び第一百七条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。**

「第50条」 小学校の各教科、領域による教育課程編成

「第51条」 各教科、領域の授業時数並びに各学年の総授業時数

「第52条」 小学校学習指導要領による教育課程編成

「第72条～74条」 第50条～52条と同旨の中学校における規定

「第79条」 義務教育学校の規定

特に必要がある場合とは？

対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合

- ここからは、小学校の特別支援学級を例に話を進めていきます。
- 特別支援学級が特別の教育課程を編成できることについて、学校教育法施行規則第138条に規定されています。
- 特別支援学級は、障がいのない児童生徒に対する教育課程を適用することが、適当でない場合があります。そのため、特別の教育課程を編成することができます。
- 留意すべき点として、この規定により、特別支援学級において特別の教育課程を編成して教育を行う場合であっても、特別支援学級は小・中学校、義務教育学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小・中学校、義務教育学校の目的・目標を達成する必要があります。また、各教科や特別の教科である道徳、総合的な学習の時間などを取り扱うことやそれぞれの授業時数についても、小中学校の目的・目標を参考にすることが必要です。(クリック)

【参考】

学校教育法施行規則 第百三十八条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条、第五十二条の三、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五及び第一百七条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

「第50条1項」 小学校の各教科及び領域による教育課程編成

「第51条」 各教科、領域の授業時数並びに各学年の総授業時数

「第52条」 そのほか、小学校学習指導要領による教育課程編成

「第72条～74条」 第50条～52条と中学校において同旨であること

「第79条」 義務教育学校の規定

特別支援学級における特別の教育課程（自立活動の実施）

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

[小学校学習指導要領より 中学校も同義]

- (ア)では、特別支援学級は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す**自立活動を取り入れる**ことを規定している。
- 自立活動の内容は、各教科のように全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、必要な項目を選定して取り扱うことになる。
- 自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて展開する必要がある。
- 「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」で具体的な指導目標や指導内容を設定するまでの観点及び、多様な障がいに対する指導例の解説を充実させているので参照してほしい。

12

- 学習指導要領には、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について示されています。
- (ア)では、(クリック)特別支援学級においては、自立活動を教育課程に位置づける必要があると述べています。
(クリック)

特別支援学級における特別の教育課程（各教科の目標及び内容の変更）

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

[小学校学習指導要領より 中学校も同義]

- 特別支援学級は小中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。
- また、通常の学級と同様、小中学校それぞれの各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、取り扱うことが前提であることを踏まえる必要がある。
- (イ)では、児童の障がいの状態等を考慮の上、特別支援学校学習指導要領の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にして、下学年の教科に替えたり、学校教育法施行規則を参考にして、知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりすることを規定している。
- 各教科等を替える場合には、保護者等への説明責任や、指導の継続性の担保の観点から、その規定を参考にした理由を明らかにする必要がある。
- その上で、児童生徒の習得状況や既習事項を踏まえ、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極め、各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成することになる。

13

●(イ)では、学級の実態、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、(クリック)実態に応じた教育課程を編成することが規定されています。

●これらの特別の教育課程に関する規定を参考にする際であっても、特別支援学級は、小学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、各教科、特別の教科道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要があります。その上で、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切です。このことは、教育課程を評価し改善する上でも重要です。(クリック)

通級による指導について

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(文部科学省パンフレット「特別支援教育」)

〈学校教育法施行規則 第140条〉

次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、(中略)特別の教育課程によることができる。

- 1 言語障害者
- 2 自閉症者
- 3 情緒障害者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 学習障害者
- 7 注意欠陥多動性障害者
- 8 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

●次に通級による指導について説明します。通級による指導とは、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を通級指導教室といった特別な場で受ける指導形態のことです。

●通級による指導は、学校教育法施行規則第140条に基づいて行われます。

●言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、その他障害のある児童生徒で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なものが対象となります。

●なお、知的障害者については、知的障害者に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく实际的・具体的な内容を継続して指導することが必要であることから、一定の時間のみ取り出して行うことにはなじまないことを踏まえ、現在、通級による指導の対象とはなっていません。

(クリック)

通級による指導の授業時数

障害の種類	標準年間指導時間
LD・ADHD	年間10～280単位時間 (月1～週8単位時間程度)
他の障がい種	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度)

※LD・ADHDのある児童生徒については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間(月1単位時間程度)が下限とされている。

- 通級による指導の授業時数について、LD・ADHDのある児童生徒については、年間10～280単位時間、他の障がい種のある児童生徒については、年間35～280単位時間を標準としてあります。
- LD・ADHDのある児童生徒については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間が下限とされています。
- 通級による指導を受ける児童生徒に係る週当たりの授業時数については、当該児童生徒の障がいの状態等を十分考慮して、負担が過重とならないよう配慮する必要があります。
(クリック)

通級による指導における特別の教育課程

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

[小学校学習指導要領より 中学校も同義]

○通級による指導では、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、児童一人一人の障がいの状態等の把握に基づいた個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定めて指導を行うことを述べた規定が新たに加わった。

○なお、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」(平成28年文部科学省告示第176条)により、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導ができると解釈されないように改正された。各教科の内容を取り扱う場合でも、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化された。

補充学習
ではない

障がいに応じた特別の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

16

●通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定があります。

●したがって通級による指導では、特別支援学校学習指導要領に示される内容を参考にし、自立活動を指導することになります。児童生徒一人一人の障がいの状態を把握し、自立活動の27項目の内容を組み合わせる具体的な指導内容を設定した個別の指導計画を作成して、指導目標や指導内容を定める必要があります。

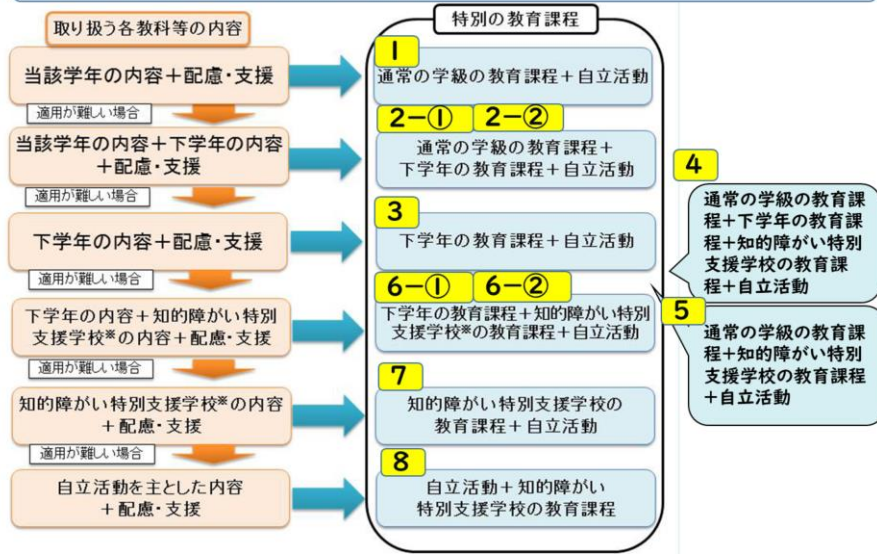
●なお、2つ目の○にあるように通級による指導については、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導ができると解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正されています。(クリック)

3 特別支援学級における特別の教育課程の編成

- 次に、特別支援学級における特別の教育課程の編成について説明します。
(クリック)

特別支援学級における特別の教育課程の編成

★特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブックP21に記載してある特別の教育課程の編成例を追加し、次ページから例示しています。



18

●ここからは、特別の教育課程の編成について具体的に説明していきます。

●これは各学校にも配付している「特別支援学級担任及び通級による指導担当教員ハンドブック」の21ページに記載してある「特別の教育課程の編成の関係をまとめたもの」です。今回はそれに編成例をいくつか追加し、四角囲みで番号を振っています。

●特別支援学校の教育課程で編成する場合は、はじめに「知的障がいがある場合」と「知的障がいがない場合」に分けて考えます。まずは、「知的障がいがない場合」小中学校の各教科で指導する教育課程（通称：準ずる教育課程）について説明します。図1も参照しながらお聞きください。（クリック）

特別の教育課程で取り扱う教育の内容の例

小中学校の各教科で指導する教育課程

1 通常の学級の教育課程+自立活動【例：中学校】

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術・家庭	外国語	自立活動
中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*この他に、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間が加わる。

19

●1は、通常の教育課程と自立活動で編成した中学校の例です。中学校の各教科で指導するので、「日常生活の指導」や「生活単元学習」などの「各教科等を合わせた指導」を行うことはできません。

●なぜ「各教科等を合わせた指導」ができないかというと、知的障がい特別支援学校の教科で指導しないからです。「各教科等を合わせた指導」は、知的障がい特別支援学校の教科で指導する場合でないと行うことができません。

●この例では、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間が加わりません。

●小中学校に在籍している場合、学年に応じて特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動が加わりません。これらは、今後説明する全ての例で該当します。

(クリック)

特別の教育課程で取り扱う教育の内容の例

小中学校の各教科で指導する教育課程

2-①

通常の学級の教育課程+下学年の教育課程+自立活動【例：中学校】

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語	自立活動
中学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○
小学校	○ 6年		一部 6年							○

*この他に、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間が加わる。

- 2-①は通常の学級の教育課程と下学年の教育課程と自立活動で国語を小学6年生また、数学の一部を小学6年生で編成した例です。
この場合も「各教科等を合わせた指導」を行うことはできません。
(クリック)

特別の教育課程で取り扱う教育の内容の例

小中学校の各教科で指導する教育課程

2-② 通常の学級の教育課程+下学年の教育課程+自立活動【例：中学校】

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語	自立活動
中学校		○		○	○	○	○	○	○	
小学校	○ 6年		○ 6年							○

*この他に、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間が加わる。

21

- 2-②は2-①と似ていますが、通常の学級の教育課程と下学年の教育課程と自立活動で実施している例です。この例では、国語と数学を小学6年生の学習内容で教育課程を編成しています。この場合も「各教科等を合わせた指導」を行うことはできません。
(クリック)

特別の教育課程で取り扱う教育の内容の例

小中学校の各教科で指導する教育課程

3 下学年の教育課程+自立活動【例：小学校6年生】

	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	自立活動
小学校 下学年	○ 4年	○ 5年	○ 4年	○ 5年	○ 5年	○ 5年	○ 5年	○ 5年	○ 5年	○

*この他に、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間が加わる。

●3は下学年の教育課程と自立活動で編成した例です。例では6年生の児童がすべて下学年の教育課程で編成し、小学5年生か4年生の学習内容に代替しています。

この場合も「各教科等を合わせた指導」を行うことはできません。
(クリック)

特別の教育課程で取り扱う教育の内容の例

小中学校の各教科で指導する教育課程

- 1 通常の学級の教育課程+自立活動【例：中学校】
- 2-① 通常の学級の教育課程+下学年の教育課程+自立活動【例：中学校】
- 2-② 通常の学級の教育課程+下学年の教育課程+自立活動【例：中学校】
- 3 下学年の教育課程+自立活動【例：小学校6年生】

ポイント

※小中学校の各教科を指導するので、1～3の場合「各教科等を合わせた指導」を行うことは不可。



- これまで説明してきた小中学校の各教科で指導する1～3の場合は「各教科等を合わせた指導」（日常生活の指導や生活単元学習等）を行うことはできませんのでご注意ください。
- 次からは、知的障がい特別支援学校の各教科を取り扱う例が出てきます。
- その前に、知的障がい特別支援学校の各教科について説明します。（クリック）

知的障がい特別支援学校の教科(小学部)

小学部	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育	(外国語活動)
-----	----	----	----	----	------	----	---------

必要がある場合

ポイント

- ※知的障害のある児童生徒のための各教科では、学年ではなく、段階別に目標や内容を示している。(3段階)
- ※1学年から6学年を通して履修する。
- ※小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し、目標を達成している場合には、小学校指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

- 知的障がい特別支援学校の小学部は生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科で構成されています。外国語活動については、必要がある場合に加えて編成することができます。
- これらの教科を1学年から6学年を通して履修します。理科や社会科、家庭科がないので、生活にこれらの内容が含まれています。そのため、知的障がい特別支援学校の生活科は、小学校の教科にある生活科とは違い、「金銭の扱い」という内容などもあります。
- 目標や内容は、学年ごとではなく、段階別・3段階で示されています。また、3段階の内容を習得し、目標を達成している場合には、小学校の教科や外国語活動の目標及び一部を取り入れることができます。
- 段階別に示してある理由は、発達期における知的障害の状態は同じ学年でも個人差があり、学力や学習状況も一人一人違うからです。(クリック)

知的障がい特別支援学校の教科(中学部)

中学部	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	(外国語科)
-----	----	----	----	----	----	----	------	-------	--------

必要がある場合

ポイント

- ※知的障害のある児童生徒のための各教科では、学年ではなく、段階別に目標や内容を示している。(2段階)
- ※1学年から3学年を通じて履修する。

- 中学部の教科は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の8教科で構成されています。
- 必要がある場合、外国語科を加えることができます。
- 小学部と同様、目標や内容は学年ごとでなく段階別に示してあり、中学部は2段階に分かれています。外国語科については、段階は設けてありません。
- 知的障がい支援学校の各教科について、概要をお話ししました。詳しくは、特別支援学校学習指導要領解説各教科編(小学部・中学部)をお読みください。(クリック)

各教科等を合わせた指導について

日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活についての諸活動を指導するもの

遊びの指導

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくもの

生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・総合的に学習するもの

作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの

ポイント

※知的障がい特別支援学校の各教科等の指導は、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などの各教科等を合わせた指導ができる。

18

●次に各教科等を合わせた指導について説明します。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、特に必要があるときは、知的障がい特別支援学校の各教科等を合わせて授業を行うことができます。日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などがそれにあたります。1～3までの例で、「各教科等を合わせた指導」ができないとお話したのは、知的障がい特別支援学校の各教科等が教育課程に入っていないからです。（クリック）

知的障がい特別支援学校の各教科を取り入れた場合の教育課程

4 通常の教育課程(青)+下学年の教育課程(青)+知的障がい特別支援学校の教育課程(赤)+自立活動(緑)【例:小学校5年生】

※各教科等を合わせた指導を取り入れていない編成例

	国語	社会	算数	理科	図画工作	家庭	体育	音楽	外国語	自立活動
小学校		○ 4年		○ 4年	○	○	○	○	○	
知的障がい特別支援学校 小学部	○ 小学部 国語科		○ 小学部 算数科							○

*この他に、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間が加わる。

●ここからは、「知的障がい特別支援学校の各教科を取り入れた場合の教育課程」です。この場合は「知的障がいがある児童生徒」が対象になります。

●4は小学5年生の例です。ここでは、図画工作や家庭などを通常の教育課程、社会と理科を下学年の教育課程(4年生)、国語と算数を知的障がい特別支援学校の教育課程で編成しています。(クリック)

知的障がい特別支援学校の各教科を取り入れた場合の教育課程

5 通常の学級の教育課程(青)+知的障がい特別支援学校の教育課程(赤)
+自立活動(緑)【例:中学校】

	国語	数学	社会	理科	技・家	美術	保体	音楽	外国語	自立活動
中学校						○	○	○	○	
知的障がい特別支援学校小学部・中学部	○ 小学部 国語科	○ 小学部 算数科	○ 小学部 生活科	○ 小学部 生活科	○ 中学部 職業・ 家庭科					○

例:日常生活の指導 例:作業学習 「紙すきをしよう」

ポイント

*この他に、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間が加わる。

※中学校の社会、理科を「小学部の生活科」に替えている。「小学部生活科」は基本的に社会科、理科、家庭科の内容に関連している。

※「合わせることができる」なので、合わせる指導が基本ではなく、児童生徒の実態により設定する。

28

●5は、中学校の例です。美術、音楽などを通常の学級の教育課程、国語や数学などを知的障がい特別支援学校の教育課程で実施しています。

●この例の場合は、生徒の発達段階に合わせて、理科や社会の内容を「小学部の生活科」に替えて指導しています。「小学部生活科」は基本的に社会科、理科、家庭科の内容に関連していますので、「小学部生活科」に替えて指導することができます。

●この例では、小学部の国語科、算数科、生活科を合わせて日常生活の指導、それに中学部の職業・家庭科を合わせて作業学習を実施しています。

くれぐれも通常の学級の教科と合わせることがないように注意してください。また、「合わせることができる」なので、合わせる指導が基本ではなく、児童生徒の実態により設定するようにしてください。

(クリック)

知的障がい特別支援学校の各教科を取り入れた場合の教育課程

6-①

下学年の教育課程(青)+知的障がい特別支援学校の教育課程(赤)
+自立活動(緑)【例:小学校4年生】

※各教科を合わせた指導を取り入れていない編成例

	国語	算数	社会	理科	図画工作	体育	音楽	自立活動
小学校		一部 2年			○ 3年	○ 3年	○ 3年	
知的障がい 特別支援学校 小学部	○ 小学部 国語科	○ 小学部 算数科	○ 小学部 生活科	○ 小学部 生活科				○

*この他に、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動が加わる。

●6-①は、小学4年生の例です。図画工作や体育を下学年の教育課程(3年生)その他の教科を知的障がい特別支援学校の教育課程で編成しています。この例の場合、小学部国語科、小学部算数科、小学部生活科を取り入れていますが、各教科等を合わせた指導を取り入れていません。

●知的障がい特別支援学校の教科を取り入れるからといって、必ず、「各教科等を合わせた指導」(日常生活の指導や生活単元学習等)を行う必要はなく、各教科で学習を進める場合もあります。
(クリック)

知的障がい特別支援学校の各教科を取り入れた場合の教育課程

6-②

下学年の教育課程(青)+知的障がい特別支援学校の教育課程(赤)
+自立活動(緑)【例:小学校4年生】

	国語	算数	社会	理科	図画 工作	体育	音楽	自立 活動
小学校		一部 2年			○ 3年	○ 3年	○ 3年	
知的障がい 特別支援学校 小学部	○ 小学部 国語科	○ 小学部 算数科	○ 小学部 生活科	○ 小学部 生活科				○

各教科等を合わせた指導:生活単元学習例 「買い物に出かけよう!」

*この他に、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動が加わる。

ポイント

※知的障がい特別支援学校の小学部の教科には社会科、理科はない。ただし、「小学部生活科」は基本的に社会科、理科、家庭科の内容に関連しているので替えて編成している。

●6-②は、6-①と似た形式ですが、各教科等を合わせた指導を取り入れた例です。そもそも知的障がい特別支援学校の小学部の教科には、社会科と理科はありません。「小学部生活科」が基本的に社会科、理科の内容に関連していますので、社会科や理科の指導については、児童生徒の学習や発達段階に合わせて、内容を「小学部の生活科」に替えて編成し、指導するということとなります。

(クリック)

知的障がい特別支援学校の各教科を取り入れた場合の教育課程

7 知的障がい特別支援学校の教育課程(赤) + 自立活動(緑)
【例: 小学校1年生】

	国語	算数	生活	音楽	図画工作	体育	自立活動
知的障がい 特別支援学校 小学部	○ 小学部 国語科	○ 小学部 算数科	○ 小学部 生活科	○ 小学部 音楽科	○ 小学部 図画工作科	○ 小学部 体育科	○

例: 日常生活の指導

国語科: 発表活動など
算数科: カレンダーなど
生活科: 基本的な生活習慣(身だしなみなど)

例: 生活単元学習

「学習成果発表会をしよう!」

*この他に、特別の教科道徳、特別活動が加わる。

ポイント

※日常生活の指導、生活単元学習、遊びの指導、作業学習などそれぞれ、どの教科等の内容を合わせているか明らかにすることが必要。

●これはすべての教科を知的障がい特別支援学校の教育課程で編成した、小学1年生の例です。ここでは、各教科等を合わせた指導を2例掲載しています。日常生活の指導の例をご覧ください。

●国語科「発表活動など」算数科「カレンダーなど」生活科「基本的な生活習慣(身だしなみなど)」と記載しています。それは、各教科を合わせた指導を取り入れた場合、それぞれ、どの教科等の内容を合わせているか明らかにすることが必要であるからです。単に合わせた指導にならないように、気をつけていただきますようお願いいたします。

(クリック)

知的障がい特別支援学校の各教科を取り入れた場合の教育課程

8

自立活動(紫)+知的障がい特別支援学校の教育課程(赤)
【例:小学校2年生の重度重複障がい者】※自立活動を主とした教育課程

	自立活動	国語	算数	生活	音楽	図画工作	体育
知的障がい 特別支援 学校小学部	○	○ 小学部 国語科	○ 小学部 算数科	○ 小学部 生活科	○ 小学部 音楽科		

*この他に特別の教科道徳、特別活動が加わる。

ポイント

※重複障がい者のうち障がいの状態により、特に必要がある場合は各教科を自立活動に替えて指導することができる。

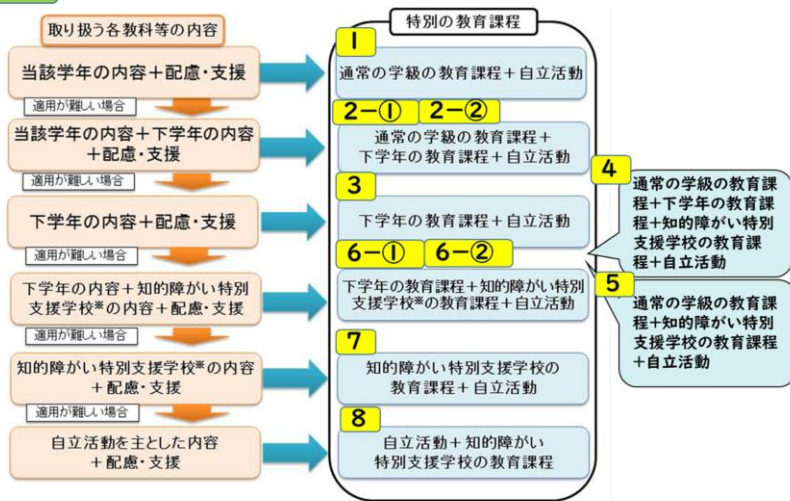
32

●これは重度重複障がいのある小学校2年生の例で、自立活動を主とした教育課程を提示しています。

●重度重複障がいのある児童生徒の場合、自立活動を主とした教育課程を編成することが多くなります。ポイントにもあるとおり、重複障害者のうち障害の状態により、特に必要がある場合は各教科を自立活動に替えて指導することができます。ここでは、図画工作と体育の全てを自立活動に替えています。

(クリック)

特別の教育課程の編成



教育課程の編成に関する資料

- ①小中学校学習指導要領(解説含む)
- ②特別支援学校学習指導要領(解説含む)
- ③特別支援学級担当及び通級指導による指導教員のためのハンドブック

●1～8までの例を提示しましたが、教育課程の編成は児童生徒の学習の状況や発達段階により、無数のパターンが考えられます。例で挙げたものはほんの一部です。

●このシートを教育課程を考える材料として活用いただき、細かい部分を教師や保護者、児童生徒等と検討して、個に応じた適切な教育課程の編成と実施をお願いできればと思います。

●教育課程の編成につきましては、①～③の資料なども参照ください。

教科書の選定について

小・中学校においては、文部科学省の検定を経た教科書（検定済教科書）を使用することになる。

※小・中学校特別支援学級においては、学校教育法附則第9条及び学校教育法施行規則第139条の規定に基づき、検定済教科書の使用が適当でない場合は他の教科書を使用することができる。

児童生徒一人一人の学習の状況や障がいの状態、交流及び共同学習の状況等を考慮して選定する。

- 次に教科書の選定についてです。
- 教科書の採択は、当該学校の設置者が行います。
- 小・中学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科書（検定済教科書）を使用することになります。
- ただし、小・中学校特別支援学級においては、学校教育法附則第9条及び学校教育法施行規則第139条の規定に基づき、検定済教科書以外の教科書を選定することができます。特別支援学級で使用する教科書は、教育目標や各教科等の指導内容を十分に吟味し、児童生徒一人一人の学習の状況や障がいの状態に応じて適切なものを選定します。
(クリック)

教科書の種類

文部科学省検定済教科書

- 検定済教科書の当該学年用
- 検定済教科書の下学年用（中学校の場合は小学校用検定済教科書も含む）

文部科学省著作教科書

- 知的障害者用、視覚障害者用、聴覚障害者用
特別支援学校知的障害者用・・・通称「☆本（ほしぼん）」と呼ばれる教科書
〔小学部：使用学年1～6年〕☆～☆☆☆〔中学部：使用学年1～3年〕☆☆☆☆・☆☆☆☆☆
- 特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）・特別支援学校中学部視覚障害者用（点字版）
- 特別支援学校小学部聴覚障害者用、特別支援学校中学部聴覚障害者用

一般図書（学校教育法附則第9条第1項に基づく教科書）

- 点字本（検定済教科書を点訳） ○拡大教科書 ○絵本など

35

●特別支援学級では、児童生徒の実態から、スライドに示す多様な教科書の選定が考えられます。検定済教科書の当該学年用以外の教科書を使用する場合は、まずは検定済教科書の下学年のもの又は著作教科書の選定を検討しましょう。

●文部科学省検定済教科書とは、普段多くの小中学生が使用している教科書のことです。

●文部科学省著作教科書とは、文部科学省において著作・編集された教科書を指します。

●最後に一般図書についてです。一般図書には、検定済教科書を点訳した点字本、弱視児童生徒のために検定済教科書の文字や図形を拡大して見やすく再構成した拡大教科書、一般に市販されている絵本などが含まれます。

●検定済教科書、著作教科書のいずれの教科書も児童生徒の実態に合っておらず、学校教育法附則第9条の規定により一般図書（絵本など）を選定する必要がある場合、採択権者が、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択することとなっています。

（クリック）

※点字本（検定済教科書を点訳したもの）や拡大教科書の区分

通常学級の児童生徒が使用する場合：教科用特定図書

特別支援学級・特別支援学校の児童生徒が使用する場合：一般図書

通常学級の児童生徒は、文部科学省著作教科書や一般図書を授与できないため。

4 交流及び共同学習について

- 次に、交流及び共同学習について説明します。（クリック）

交流及び共同学習について

交流及び共同学習は、特別支援学級の児童生徒にとっても、通常の学級の児童生徒にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともにお互いを尊重しあう大切さを学ぶ機会となるなど大きな意義がある。

(1) 障害者基本法16条3項

国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(2) 小中学校学習指導要領：学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ(中略)障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

(3) 令和4年度(2022年度)特別支援教育取組の方向

「障がいのある子供と障がいのない子供の相互理解を深め、共に尊重し合いながら協働して生活していく力を育むため、交流及び共同学習の継続・充実を図る。」

37

●交流及び共同学習は、特別支援学級、通常の学級どちらの児童生徒にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重しあう大切さを学ぶ機会となるなど大きな意義があります。

●交流及び共同学習については、障害者基本法、小学校及び中学校学習指導要領にスライドに示すような規定があります。交流及び共同学習は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があることから、教育課程上の扱いについて配慮が必要です。

●特別支援学級と通常学級の子供は、日常の様々な場面で活動を共にする交流及び共同学習が可能であることから、日頃から教師間の連携を図り、特別支援学級の子供の実態について共通理解を図るなど、校内の協力体制を整えましょう。

(クリック)

交流及び共同学習について

教育課程上の取扱いについての配慮事項

- (1) 活動場所がどこであっても、在籍する特別支援学級の授業として位置づけること
- (2) 教育課程上の位置づけ、指導目標等を明確にし、適切な評価を行うこと。そのことを、個別の指導計画に記載しておくこと。
- (3) 何よりも、特別支援学級に在籍する児童生徒が、「授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしているかどうか」が大切。

38

●特別支援学級の子供が交流及び共同学習を行う場合、その活動場所がどこであっても、在籍する特別支援学級の授業として位置付けられます。

●したがって、特別支援学級の児童生徒が十分に授業に参加できるように、特別支援学級担任は学級・教科担任と事前準備や打合せ等を綿密に行う必要があります。

●交流及び共同学習を行う場合、交流学級の学級・教科担任任せにはいけません。特別支援学級の児童生徒が、交流学級で同級生と一緒にいるだけで終わることなく、学習内容が分かり、授業に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしているかどうか、教師間の連携を図ることが大切です。

(クリック)

交流及び共同学習について

共同学習で特別支援学級担任が留意すること

- 交流学級で受ける授業の学習内容をよく把握すること
- 交流学級で受ける各教科等の指導目標及び評価の観点を学級（教科）担任と相談しながら決めること
- 特別支援学級の児童生徒がどのように学習に参加するかを学級（教科）担任と相談しながら決めること
- 特別支援学級の児童生徒が十分に学べるように教材等を作成すること
- 交流学級を指導する学級（教科）担任が、提供可能な合理的配慮を確認すること
- 特別支援学級の児童生徒の学習について、教科指導の観点で学級（教科）担任から評価を得るとともに、指導目標の達成について、良い点や可能性、進歩の状況などは、特別支援学級担任が評価することも可能

39

- 特に共同学習の場合、特別支援学級担任は、次の点に留意します。
 - 交流学級で受ける授業の学習内容をよく把握すること。
 - 交流学級で受ける各教科等の指導目標及び評価の観点を学級・教科担任と相談しながら決めること。
 - 特別支援学級の児童生徒がどのように学習に参加するかを学級・教科担任と相談しながら決めること。
 - 特別支援学級の児童生徒が十分に学べるように教材等を作成すること。
 - 交流学級を指導する学級・教科担任が、提供可能な合理的配慮を確認すること。
 - 特別支援学級の児童生徒の学習について、教科指導の観点で学級・教科担任から評価を得るとともに、指導目標の達成について、良い点や可能性、進歩の状況などは、特別支援学級担任が評価することも可能です。
- (クリック)

おわりに

児童生徒が授業内容が分かり、
学習活動に参加している実感・達成感を
持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、
生きる力を身に付けることができるように
適切な指導・支援をお願いします。

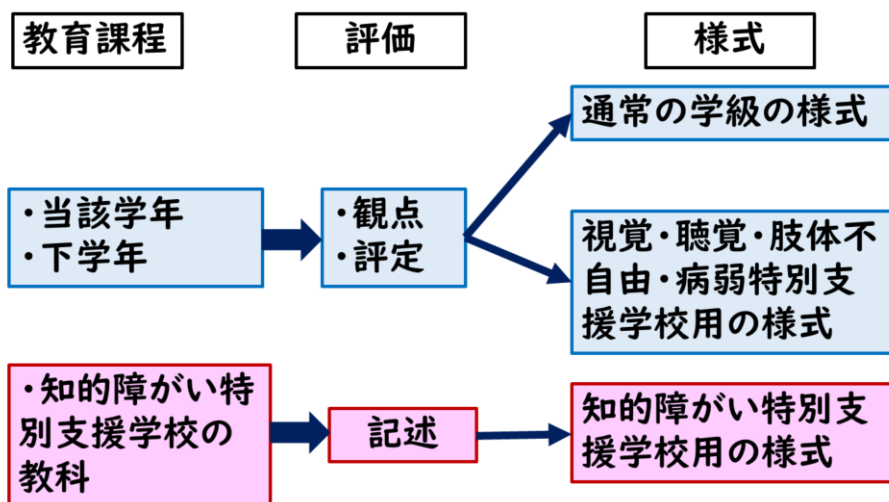


おわりに

- 障がいのある子供の多様な教育的ニーズに応えることのできる実践的な指導力を身につけるためには、教師自身が学び続ける存在であることが重要です。
- 児童生徒が授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けることができるように適切な指導・支援をお願いしまして、この講義を終わります。
- 御清聴ありがとうございました。
(クリック)

資料：特別支援学級の指導要録（様式2）について

各教育委員会で定められた様式がない場合



※当該学年（下学年）の教育課程＋知的障がい特別支援学校の教育課程で編成している場合、どちらの教科を学習しているかがわかるように、知的障がい特別支援学校の教科で指導している場合には知的障がい特別支援学校用の様式、小中学校の教科ので指導している場合には、通常の学級の様式に記入する。

